

越 監 公 表 第 1 2 号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長から平成30年1月19日付け越監第206号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成30年 3月29日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 松 島 孝 夫

監査の結果に係る措置について

子ども家庭部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ① 定期券保有区間分の旅費の減額調整と最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。(子育て支援課・子ども育成課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行いました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例に基づく適正な申請処理を執行するよう、職員に対して周知徹底を図り、課内のチェック体制を機能させてまいります。(子育て支援課・子ども育成課)

監査の結果に係る措置について

子ども家庭部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ② 最も経済的な経路の選択がされていなかったため過支給となっていたもの。
(児童発達支援センター)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に過支給が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行いました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例に基づく適正な申請処理を執行するよう、職員に対して周知徹底を図りました。

さらに、児童発達支援センター内での業務報告の会議において、研修予定の報告があった場合は旅費の計算・入力について注意喚起をいたします。

監査の結果に係る措置について

子ども家庭部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ③ 日当の請求漏れにより支給金額に不足が生じていたもの。(児童発達支援センター)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び、決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから支給金額に不足が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行いました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例に基づく適正な申請処理を執行するよう、職員に対して周知徹底を図りました。

さらに児童発達支援センター内での業務報告の会議において、研修予定の報告があった場合は旅費の計算・入力について注意喚起をいたします。

監査の結果に係る措置について

子ども家庭部

【指摘事項】

<支出事務>

(1) 旅費の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

職員に対し支給する旅費については、越谷市職員等の旅費に関する条例により、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することや日当の支給などが規定されている。また、定期券保有区間分の旅費は減額調整を行う取り扱いとされている。

職員への旅費の支給状況を確認したところ、以下の点が認められた。

- ④ 交通費実費分の請求漏れにより支給金額に不足が生じていたもの。(子ども育成課)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、庶務事務システムの起案者及び決裁者による申請内容の確認が不十分であったことから、支給金額に不足が生じたものであり、ご指摘後、速やかに修正処理を行いました。

今後は、越谷市職員等の旅費に関する条例に基づく適正な申請処理を執行するよう、職員に対して周知徹底を図り、課内のチェック体制を機能させてまいります。

監査の結果に係る措置について

子ども家庭部

【指摘事項】

<支出事務>

(2) 臨時職員賃金の支出事務において、支給金額に誤りのあるものがあった。

臨時職員への賃金の支給状況を確認したところ、超過勤務等命令簿に記入された勤務時間数を誤って集計したため過支給となっていたものである。(児童発達支援センター)

【措置等の内容】

ご指摘いただきましたことにつきましては、臨時職員の超過勤務時間の確認が不十分であったことから、1名分の超過勤務手当が過支給となってしまいました。

速やかに管理データを修正し、10月勤務11月支給分の賃金で調整いたしました。

今後は集計結果を複数人で確認するなど、徹底を図ってまいります。